

四日市市告示第169号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり地域型保育給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第53条の規定により告示する。

平成28年3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

1 小規模保育事業

番号	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地
1	社会福祉法人 フジ福祉会	まちなかフジ保育園	四日市市西新地14番23号 グラジオーソ1F
2	株式会社 つぼみ保育園	つぼみ保育園	四日市市小古曾二丁目21番 19号
3	株式会社 ナーサリースタイル	にじいろランド 四日市園	四日市市蒔田四丁目2番10 号
4	山口堂印刷株式会社	山口堂保育園	四日市市日永四丁目4番38 号

2 事業内保育事業

番号	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地
1	ゴールドエイジ 株式会社	スマイルキッズルーム	四日市市ときわ一丁目2番1 8号
2	社会福祉法人 宏育会	よっかいち ひばり保育園	四日市市西大鐘町字東谷16 10番地

（こども未来部保育幼稚園課）